**平成２２年（フ）第５８７号**
福岡県中間市中尾１丁目12番11号
債務者　的場　京子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６０３号**
北九州市八幡西区鳴水町13番２号
債務者　執行　明美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６０４号**
北九州市八幡西区鳴水町13番２号
債務者　執行志穂美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６２２号**
北九州市八幡西区医生ケ丘８番８号　315号
債務者　坂井　正春
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６２４号**
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番21―504号
債務者　川久保博昭
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６４１号**
北九州市八幡西区堀川町１番18号朝日荘
債務者　山本　太志
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６５１号**
北九州市小倉北区香春口１丁目３番14号
債務者　田邉千惠子（旧姓園）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６５４号**
北九州市戸畑区天神２丁目９番27号
債務者　新保　好文
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第６６７号**
北九州市八幡東区上本町２丁目10番９号
債務者　矢野　照子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１４６号**
松江市宍道町宍道1113番地４
債務者　川島　春子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１３５号**
佐賀県佐賀市高木瀬団地４番18号
債務者　井上ユカリ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６５号**
佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉1370番地
債務者　原　慎一郎
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２０２号**
佐賀県佐賀市高木瀬東６丁目４番19号
債務者　角　由紀夫
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２０６号**
佐賀県佐賀市若宮１丁目７番26号
債務者　内山　雅貴
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１６号**
佐賀市鍋島町大字森田164番地１
債務者　柴田真由美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２０号**
佐賀県佐賀市久保田町大字新田3719番地13
債務者　森山　勝成
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２８号**
佐賀県鳥栖市本鳥栖町1496―３、住民票上の住所福岡県八女市立花町白木31番地
債務者　矢ヶ部　博
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２４１号**
佐賀県佐賀市新栄東４丁目７番626号
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係